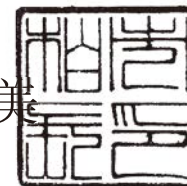


特別徴収義務者様

重要

柏市長 太田和美



令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者の指定について

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より多大の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴事業所を地方税法第41条及び第321条の4並びに柏市税条例第45条の規定により、令和7年度特別徴収義務者に指定します。

なお、以下のとおり取り扱いに必要な関係書類を送付いたしますので、取扱要領に御留意のうえ一層の御協力をお願い申し上げます。

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり（令和7年6月分～令和8年5月分）

表紙 特別徴収義務者指定通知

- P 1 納入場所、納入金額の変更、納入方法のご案内
- P 2 取扱要領
- P 3～6 異動届出書、切替届出書の記入のしかた
- P 7～8 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- P 9 特別徴収切替届出（依頼）書
- P 10 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- P 11 納入書（裏面：退職所得に係る市民税・県民税納入申告書）
- P 12 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書（裏面：記入例）
- P 13 ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書

※この冊子にある書類はすべて、柏市ホームページからダウンロードできます。

柏市

財政部 市民税課

特別徴収担当

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1111（代表）

内線 2337・2389・2697・2698

市町村コード：122173

納入場所（窓口納付）

柏市役所	東京東信用金庫
柏市役所 沼南支所	銚子商工信用組合
柏市役所 各出張所	中央労働金庫
柏駅前行政サービスセンター	市川市農業協同組合
千葉銀行	ちば東葛農業協同組合
千葉興業銀行	ゆうちょ銀行・郵便局
京葉銀行	※千葉、東京、埼玉、神奈川、群馬、 栃木、茨城及び山梨の各都県
東日本銀行	以外のゆうちょ銀行・郵便局で
東京スター銀行	納入を希望される場合は、最
水戸信用金庫	終ページにあります「指定通
東京ベイ信用金庫	知書」をゆうちょ銀行・郵便局
	に提出してください。
	令和7年4月1日現在

納入金額の変更について

退職・転勤・税額変更等で納入金額に変更が生じた場合は、納入書を手書き訂正してご利用ください。

（※領収証書・納入書・納入済通知書の3枚とも全て訂正してください。）

① 印字金額を抹消します

記入例 (1) 納入金額 円
→ 452,000

② 金額を記入します

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分 一括徴収 分を含む (2)	納税									
	退職 所得分									
	延滞金									
	金									
額		柏市								
合計額										

※税額変更後の納入書は送付しておりません。
金額訂正による納入にご協力ください。

◆その他の納入方法のご案内◆

① 地方税共通納税システムで納入

※詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

② コンビニエンスストアで納入

※上限額30万円を超える納入はできません。

③ キャッシュレス(クレジットカード等)で納入

※詳しくは地方税お支払サイトでご確認ください。

④ ペイジー納入(ネットバンキング、ATMでの納入)

※ネットバンキングでのペイジー納入は、事前に金融機関とのご契約が必要です。

⑤ 共通納税対応金融機関窓口で納入

例) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行等

※詳細は、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

※①、③、④、⑤は、領収証書を発行できません。

【再発行納入について】

②～⑤の納入方法を希望される場合は、収納課で納入書の再発行が必要です。電話またはインターネットから申込みください。

※当初送付している納入書では、②～⑤はご利用できません。

※再発行した納入書は、納入金額の訂正ができません。

納入金額に変更が生じた場合は、再度納入書の申込みが必要です。

◆インターネットから申込みをする場合の注意点

※当初課税額のみ申込みすることが可能です。

※退職・転勤・税額変更等で納入金額に変更が生じた場合は、電話で申込みください。

◆ 詳しい手続方法や取扱店舗などにつきましては、電話にてお問い合わせをいただくか、柏市のホームページ等をご確認ください。

【お問い合わせ・納入書請求先】

柏市財政部 収納課 電話番号 04-7167-1122
インターネットからの申込み <https://logoform.jp/f/ZWFRZ>



◎ 取扱要領

1. 特別徴収税額の通知について

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税を特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して**5月31日**までに各納税義務者に税額等を通知することになっていますので、**特別徴収税額通知書（納税義務者用）は開封せず直ちに納税義務者にお渡しください。**

2. 月割額の徴収と納入

特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を**6月**から翌年**5月**まで毎月給与の支払いをする際に徴収し、**翌月10日までに**表紙裏面に記載されている納入場所をご利用の上納入してください。なお、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。詳しくは当課までご連絡ください。「**特別徴収税額の納期の特例**」の承認を受けている特別徴収義務者が**11月分及び5月分**で納入する場合には、納入書の納入金額の訂正をお願いします。

※ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、綴込みの指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

3. 納期限までに税金が完納されない場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算された延滞金を加算して納付しなければなりません。（地方税法第326条）更に、税法の規定により、財産の差押処分を受けることになります。（地方税法第331条）

4. 退職所得の分離課税

退職所得の特別徴収については、納入書の裏面の退職所得に係る市民税・県民税納入申告書に内訳を記入し、**徴収した月の翌月10日までに**納入してください。

※納入先は、退職者が退職した年の1月1日現在における住所地の市区町村です。

※退職所得に対する税額計算方法等については、柏市のホームページ（退職手当等に係る市・県民税の計算方法）もご参照ください。

5. 特別徴収義務者の所在地・名称の変更

綴込みの特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書を提出してください。

6. 給与所得者の異動と異動届出書について

(1)退職・転職等により異動が生じた場合には、**異動のあった月の翌月10日までに**異動届出書を提出してください。非課税者が退職・転勤等をする場合も同様です。（用紙が不足した場合は、写しをお取りになるか柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。）

(2) **1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、その税額を一括徴収することが義務づけられています。（法321の5②）**

（一括徴収とは、特別徴収義務者が、退職者の未徴収税額の全部を最後の給与等から差し引いて納入する方法です。）

一括徴収した場合は、一括徴収月の翌月10日までに未徴収税額の全部を納入してください。

上記の期間以外でも退職者の一括徴収にご協力ください。

(3)異動届出書の提出先は、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長です。ただし、特別徴収の指定を受けている市区町村と給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、両方の市区町村長に提出してください。（例：前年度は他市で課税、新年度は柏市で課税）

(4)転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で異動届出書の上段の事項を記入後、新勤務先に回付し、新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入して、給与所得者の1月1日現在住所地の市区町村長に提出してください。

(5)外国人が退職、帰国（出国）するときは、残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収または、納税管理人の選任にご協力ください。

一括徴収記入例

御注意

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3	特別徴収義務者番号 0000000	※1 整理番号 0001		※市町村ごとに異なります	
令和●●年▲▲月××日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○○××商事	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 氏名 千葉 花子 電話 00-××××-0000 (内線 123)				
代表者の職氏名 代表取締役 柏 和郎		個人番号※2 又は法人番号		1234567890123					
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日		
受給者番号 1234	フリガナ 氏 名	カシワ タロウ	柏 太郎 (旧姓)	円	6月から 9月まで	10月から 5月まで	●●・9・30		
生年月日	昭和 平成 60年1月1日			120,000	円	円			
個人番号※2	××××××××××××××			40,000	円	80,000			
1月1日現在の住所	千葉県柏市○○1-2-3								
給与の支払を受けなくなった後の住所									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、申出があったため (10月20日申出)		相続人の氏名等	
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。		氏名	続柄
	徴収予定日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	住所	
	10・25	80,000 円	電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 -
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	
法人番号	

9月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、10月で一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円
(イ) 徴収済額 40,000円(6月から9月)
(ウ) 未徴収税額 80,000円(10月から5月)

↑
一括徴収税額

◎1月1日から4月30日までの間に退職し
【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10

R 6	R 7	
F	F	F
非課税	非課税	非課税
他市課税	他市課税	他市課税

特別徴収義務者番号	0000000	※市町村ごとに異なります
整理番号	0001	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課 氏名 千葉 花子 電話 00-××××-0000 (内線 123)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 育児休業 ⑥ 長期欠勤 ⑦ 死亡 ⑧ 会社解散 ⑨ 住所誤報 ⑩ その他	1. 特別徴収継続 ② 一括徴収(1月以降は必須) 10月分で納入(11月10日納期限分) 3. 普通徴収(本人納付)	2,000,000 円 控除社会保険料額 100,000 円

一括徴収月を記入してください。

- (普B)他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
- (普C)給与が少なく税額が引けない
- (普D)給与の支払が不定期
- (普E)事業専従者(個人事業主のみ対象)

納入します。

不要

※市役所使用欄

納通・更正簿不要サイン	☐
リストOK	☐
簡易通知	
納入書	
しおり	

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

転勤記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

※異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

R 6		R 7			
F		F		F	
非課税		非課税		非課税	
他市課税		他市課税		他市課税	

柏市長あて		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒123-4560 千葉県柏市△△1-2-3										特別徴収義務者番号	000000						※市町村ごとに異なります		
令和●●年▲▲月××日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルマルバツバツショウジ										整理番号	0001								
			氏名又は名称	株式会社 ○○××商事										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課							
			代表者の職氏名	代表取締役 柏 和郎											氏名	千葉 花子							
		給与所得者	個人番号※2又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	00-××××-0000 (内線 123)					
受給者番号	フリガナ		カシワ タロウ													異動年月日							
1234	氏名	柏 太郎 (旧姓)										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)							
生年月日	昭和 平成 60 年 1 月 1 日											円		6 月から		10 月から		●●・9・30					
個人番号※2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	120,000		円		円							
1月1日現在の住所	千葉県柏市○○1-2-3											40,000		円		80,000							
給与の支払を受けなくなった後の住所																							

退職する給与所得者が、新しい会社で特別徴収をする場合。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)	相続人の氏名等	
	2. 異動が 年1月1日以降で 特別徴収の継続の	氏名	続柄
徴収予定額	柏市に指定番号がある場合は 記入してください。	新しい会社で特別徴収を開始する月を 記入してください。	
10. その他 (特別徴収不可) ※10. その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B)他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C)給与が少なく税額が引けない 3. (普D)給与の支払が不定期 4. (普E)事業専従者(個人事業主のみ対象)			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号		××××××										課・係	労務係		新しい勤務先では 10 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要	※市役所使用欄 納通・更正簿不要サイン ☐ リストOK ☐ 簡易通知 納入書 しおり											
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒987-6543 千葉県柏市●●3-2-1										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名	千葉 太郎														
フリガナ	バツバツドウサン										電話	00-××××-0000 (内線 987)															
氏名又は名称	××不動産																										
代表者の職氏名	代表取締役 柏 次郎																										
法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	受給者番号	0009												

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

※1「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
※2「個人番号」の欄には、前勤務先で最上段の事項を記載せず、新勤務先へ提供を願います。
※3「法人番号」の欄には、前勤務先で最上段の事項を記載せず、新勤務先へ提供を願います。

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。

特別徴収切替届出(依頼)書

令和		所在地	〒		指定番号がある場合は記入 ※新規の場合は記入不要		新規の場合 納入書(要・不要)	
口座振替又は本人が納付書を使用して納付済の場合、 納期未到来の未納付分のみ特別徴収へ切替可能です。 納付済期については本人にご確認ください。 ※二重納付防止のため、納期未到来分の納付書を添付してください。 ※口座振替又は本人が納付書にて今年度分全額納付済の場合は、特別徴収に切替不要ですので、 届出書の提出も不要です。							特別徴収 指定番号 ※市町村ごとに異なります	
担当 課・係 氏名 電話							人事課 千葉 花子 00-XXXX-0000 (内線 123)	
							担当者 連絡先	
給与 所得者	フリガナ	カシワ タロウ		旧 姓	期別を○で囲んでください。 [1・ ② ・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び随時分については、特別徴収への切替ができません。			
	氏 名	柏 太郎			普通徴収 切替期別			
	生年月日	昭 41・(平成) 1 年 1 月 1 日			特別徴収 開始予定月	8 月分 (9 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。		
	受給者番号(又は社員番号)があれば記入				届出理由	①. 入社 2. その他()		
	の 住 所				月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
特別徴収開始月を書いてください。 特別徴収開始月は 柏市で指定するものではありません。 柏市で切替届出書を受付してから約10日で簡易的な通知書を送付しますので、給与計算時に徴収が可能な月を記載してください。					至急連絡が必要な場合は、「月割額の連絡」欄に日付をご記入ください。			
※ 既に納付済のものや口座振替の場合は不要です。 ※税額決定・納税通知書の送付は不要です。								
【 注意事項 】 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。 (市町村ごとに通知の発送期日が異なるため) 2. 特別徴収への切替期限は、 第4期の納期限1月31日(土・日・祝日の場合は翌平日)までです。随時分は切替できません。 3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。 4. 用紙が足りない場合は、写しをお取りになるか、柏市ホームページからダウンロードしてご利用ください。								
【提出先】 〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当								
※市役所使用欄 特別徴収税額 円 月分 円 月分以降 円 納通差し替え 要・不要 口座 有・無 F キ ッ プ 1・2・3・4 簡 易 通 知 納 入 書 特徴しおり 送付済						処 理 確 認		

給 与 支 払 報 告 収 入 異 動 届 出 書

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

R 6		R 7			
	F		F		F
	非課税		非課税		非課税
	他市課税		他市課税		他市課税

柏市長あて 令和 年 月 日提出		給与支払者 （特別徴収義務者）	住所（居所） 又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 番号					※市町村ごとに異なります			
			フリガナ											整理番号※1								
			氏名又は名称											連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係							
			代表者の 職氏名												氏名							
			個人番号※2 又は法人番号													電話	(内線)					
給与所得者												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日					異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤 7. その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 月分で納入 (月 日納期限分)	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 控除社会 保険料額
受給者番号	フリガナ										円	月から 月から	月から 月から	・								
	氏名	(旧姓)										月から 月から	月から 月から	・								
生年月日	昭和・平成 年 月 日											円	月から 月から	月から 月から	・							
個人番号※2												円	月から 月から	月から 月から	・							
1月1日 現在の住所																						
給与の支払を受け なくなった後の住所																						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収 の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		相続人の氏名等		9. 住所誤報 10. その他 (特別徴収不可) ※10. その他を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の 申出がないため。		氏名	続柄		
徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	住所			1. (普B)他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C)給与が少なく税額が引けない 3. (普D)給与の支払が不定期 4. (普E)事業専従者(個人事業主のみ対象)
		円				

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では ____月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市役所使用欄	納通・更正簿不要サイン リストOK	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地											氏名				
フリガナ											電話			(内線)	簡易通知 納入書 しおり
氏名又は名称															
代表者の職氏名															
法人番号										受給者番号					

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい

給 与 支 払 報 告 収 入 異 動 届 出 書

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

R 6		R 7			
	F		F		F
	非課税		非課税		非課税
	他市課税		他市課税		他市課税

柏市長あて 令和 年 月 日提出		給与支払者 （特別徴収義務者）	住所（居所） 又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 番号							※市町村ごとに異なります
			フリガナ											整理番号※1							
			氏名又は名称											連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係						
			代表者の 職氏名												氏名						
			個人番号※2 又は法人番号													電話	(内線)				
給与所得者													(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日			異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期限分)	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 控除社会 保険料額
受給者番号	フリガナ											円	月から 月から	月から 月から	・						
	氏名	(旧姓)											月まで 月まで	円 円							
生年月日	昭和・平成 年 月 日																				
個人番号※2																					
1月1日 現在の住所																					
給与の支払を受け なくなった後の住所																					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収 の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		相続人の氏名等		9. 住所誤報 10. その他 (特別徴収不可) ※10. その他を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者) 2. (普C) 給与が少なく税額が引けない 3. (普D) 給与の支払が不定期 4. (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の 申出がないため。		氏名	続柄	
			住所		
徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額 上記(ウ)と同額	電話		
		円			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号																				連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では										※市役所使用欄	納通・更正簿不要サイン リストOK																										
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地										〒 -												氏名	月分から徴収し、納入します。										簡易通知																										
フリガナ																							電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。										納入書																									
氏名又は名称																								(内線)										納入書 要 ・ 不要										しおり															
代表者の職氏名																																																											
法人番号																				受給者番号																																							

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい